

(別紙)

「MMS奨学金」募集要項（平成31年度）

公益財団法人 公正取引協会

1 奨学金の趣旨

独占禁止法及び関連法令（景品表示法を含む。）並びに競争政策の研究者を志す大学院生を経済的に支援することにより、競争法・競争政策の研究がより一層促進され・発展することを目的とします。

2 応募資格対象

平成31年4月1日時点で、大学院博士課程（後期）2年次に在学見込みの者（博士課程が5年制一貫の場合には、4年次に在学見込みの者）で、独占禁止法及び関連法令並びに競争政策を専攻する者（国籍は問わず。）

3 応募方法

(1) 提出書類

- ① 応募理由書（400字以内）
- ② 履歴書（市販のもので可）
- ③ 他の奨学団体、国等から奨学金の給付を受けている場合に、その奨学団体名、奨学金の額について記載したもの
- ④ 修士論文又はそれに代わる研究論文のテーマと要旨（600字以上1200字以下）
- ⑤ 博士論文の予定テーマ及び概要（600字以内1200字以下）
- ⑥ 学部及び大学院の成績証明書（コピー可）

その他大学院の研究紀要等で公表した（掲載が確定しているものを含む。）論文があれば、併せて提出してください。

提出された書類は、本奨学金の奨学生の選考以外の目的では、使用しません。

(2) 提出期限

平成30年12月末日必着

(3) 提出先（電子メールでも可能）

〒107-0052

東京都港区赤坂1丁目4番1号 赤坂KSビル2階

公益財団法人公正取引協会 MMS奨学金係

電話 03-3585-1241

電子メール送付先 mmsshogakukin@koutori-kyokai.or.jp

(別紙)

4 募集人員

1名

5 給付期間

博士課程（後期）2年次及び3年次の2年間（博士課程が5年制一貫の場合には、4年次及び5年次の2年間）（休学期間は支給しない。）

なお、奨学生が、休学したとき又は後記8の義務を果たさなかったときは、奨学金の給付は休止されます。また、休学により奨学金の給付を休止された者が復学したときには、奨学金の給付を再開することができます。

6 給付金額

毎月10万円（年額120万円）

給付された奨学金は、虚偽の出願内容により奨学金が給付された場合等を除き、返還の義務はありません。

7 決定時期

平成31年2月(MMS奨学金選考委員会での選考を経て、当協会会長が決定)奨学金の給付を受けることが決定した者に対して通知します。

8 奨学生の義務

奨学生は、本協会に対し、次の各号の義務があります。

- ① 進級の際には、4月末までに在学証明書・成績証明書を提出するとともに、就学状況等の確認を求められた際には、すみやかに応じる。
- ② 次の場合には、その旨を報告する。
 - ア 休学、退学するとき
 - イ 博士号を取得したとき（博士論文を提出すること）
 - ウ 大学の専任講師以上の地位に就いたとき
 - エ その他フルタイムの職（司法修習生を含む）に就いたとき